

消費税に関する平成23年度税制改正のあらまし

2011年8月

日本実業出版社

平成23年度税制改正は「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」として6月30日に公布されました。このうち、消費税に関する改正内容の主なポイントは以下のとおりです。

本書を読まれる際には参考にしてください。

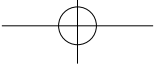
◎仕入税額控除の「95%ルール」の見直し

課税売上割合が95%以上の場合に、課税仕入に係る消費税額的全額の控除を認める、いわゆる「95%ルール」の対象者が、その課税期間の課税売上高が5億円以下の事業者に限定されました。つまり、課税売上高が5億円を超える事業者は、仕入控除税額を「個別対応方式」か「一括比例方式」で計算しなければなりません。

この改正は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。(本文102ページなど)

◎免税事業者の要件の見直し

基準期間(前々年または前々期)の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、消費税の納税義務を免除されていました(事業者免税点制度)。この制度が見直され、前期の上半期(特定期間という)の「課税売上高(給与等の支払総額でもよい)」が1,000万円を超えると、免税点制度の適用はないこととされました。ただし「課税売上高」と「給与等の支払総額」は、どちらを選んでもかまいません。たとえば「課税売上高」が



1,000万円を超えていても「給与等の支払総額」が1,000万円以下であれば、免税点制度の適用を受けることができます。

つまり、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも、前期の上半期の「課税売上高および給与等の支払総額」のいずれもが1,000万円を超えると、消費税の納税義務者となります。

この改正は、平成25年1月1日以後に開始する年または事業年度から適用されます。(本文59ページなど)